

入札説明書

「国立能楽堂照明設備改修工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 工事概要等

- (1) 工事名 国立能楽堂照明設備改修工事
- (2) 工事場所 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号（国立能楽堂構内）
- (3) 工事内容 別冊現場説明書、特記仕様書及び図面のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌営業日から令和8年3月31日（火）までとする。
- (5) 本工事は、資料の提出、入札等を紙入札方式により行う。

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格において、令和7・8年度の「電気工事」で「A」又は「B」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造において、延べ面積4200m²（改修の場合は改修延べ面積）以上の電気設備（全面的な照明設備工事を伴うこと）の新営又は改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に該当する場合は専任とする。
 - ① 建設業法に掲げる基準を満たす者であること。
 - ② 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- ③ 平成22年度以降に上記（4）に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。
 - ④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ⑤ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出すること。
- （6）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （7）上記1.（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- （8）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

 - （イ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - （ロ）親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

 - （イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - （i）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - （ii）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（経常建設共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 東京都、神奈川県、千葉県又は埼玉県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ①「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- ②「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ロ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し

くは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

③「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(11) 分任契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

3. 設計業務等の受託者等

(1) 上記2.(7)の「上記1.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ・ 株式会社 総合設備計画

(2) 上記2.(7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

4. 担当課及び担当

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立能楽堂事業推進課事業推進係 佐藤

電話：03-3423-1134 (ダイヤルイン)

メールアドレス：suishin-nnt@ntj.jac.go.jp

5. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記2.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記2.(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記2.(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、競争執行時において上記2.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、競争執行時において上記2.(2)に

掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間

令和7年9月9日（火）から令和7年10月3日（金）までの、土曜日、日曜日、祝日を除く午前10時から午後5時まで。

② 提出先

上記4. に同じ。

③ 提出方法

上記4. に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

（2）申請書は、別記様式1により作成すること。

（3）資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

① 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し

② 施工実績

上記2.（4）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。（別記様式2）

③ 上記②を証明する契約書等の写し

④の同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料）の写しを添付すること。

④ 配置予定の技術者の資格等

上記2.（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の氏名、資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。

記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の氏名、資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

⑤ 上記④を証明する契約書等の写し

④の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料、技術者が従事したことがわかる記録等）の写しを提出すること。ただし、③と重複するものは省略すること。

- ⑥ 上記④を証明する資格証等の写し
有効期限内のもののみ有効である。
 - ⑦ 配置予定の技術者について、申請者との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無を確認できる資料（健康保険被保険者証等）の写し
健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、「保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコード」をマスキング（黒塗り）の上、提出すること。
 - ⑧ 上記2.（9）に掲げる資格があることを判断できる会社案内等の印刷物等
 - ⑨ 誓約書（別記様式4）
- （4）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年10月10日（金）までに電子メールにより通知する。
- （5）その他
- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 分任契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 申請書及び資料に関する問合せ先
上記4. と同じ。

6. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- （1）競争参加資格がないと認められた者は、分任契約担当役に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
- ①提出期限 令和7年10月21日（火）午後5時
 - ②提出場所 上記4. と同じ
 - ③提出方法 書面（書式自由）を持参又は郵送（提出期限内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。なお、電子メールによるものは受け付けない。
受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。
- （2）（1）の質問に対する回答期限及び方法
- ①回答期限 （1）①の提出期限の日の翌日から起算して土曜日、日曜日及び祝日を除く5日以内に回答する。
 - ②回答方法 質問回答書を郵送する。

7. 質問について

本件に関する質問は、以下の内容に区分して電子メールの添付ファイル（Microsoft

Excel データ）にて上記 4. に提出すること。なお、提出後 4. の担当者に対して電話により到達確認を行うこと。

質問様式：Microsoft Excel の別記様式 5 をダウンロードして入力する。

（入札説明書に関する質問）

- (1) 期 間：令和 7 年 9 月 10 日（水）から令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時（必着）
- (2) 質問に対する回答：令和 7 年 10 月 3 日（金）午前 11 時までに、独立行政法人日本芸術文化振興会のホームページ上にて公開する。

（現場説明書・特記仕様書・図面に関する質問）

- (1) 期 間：令和 7 年 9 月 17 日（水）から令和 7 年 10 月 9 日（木）午後 5 時（必着）
- (2) 質問に対する回答：全ての申請者に対し質問の都度、電子メールにて回答する。また令和 7 年 10 月 14 日（火）午前 11 時までに、取りまとめた最終版を独立行政法人日本芸術文化振興会のホームページ上にて公開する。

7. 競争執行の日時及び場所

- (1) 日 時：令和 7 年 10 月 23 日（木）午前 11 時
- (2) 場 所：東京都渋谷区千駄ヶ谷 4 丁目 18 番 1 号
独立行政法人日本芸術文化振興会 国立能楽堂 2 階 講義室

※遅刻の場合は、入札に参加できない。

8. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 10 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

9. 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにし、法定福利費も明示すること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号、代表者の氏名及び工事名を記載すること。

(3) 入札参加者は押印及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出した工事費内訳書について分任契約担当役（補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書第24第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

【表】 工事費内訳書確認事項

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正

取引委員会に提出するものとする。

- (4) 工事費内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々件名及び社名を記入した上封印をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

10. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。
なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

11. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、本入札説明書、別冊現場説明書及び別冊独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札並びに郵便による入札、電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記2. に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

12. 落札者の決定方法

- (1) 本件の工事を実施できると分任契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められると、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるとき、著しく不適当であると認められるときは、

予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が最低基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等を速やかに提出するものとする。

調査中に履行不可能の申し出があった場合においては、指名停止要領に基づく指名停止等を行うものとする。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、指名停止期間が延伸することがある。

1 3. 最低基準価格を下回った場合の措置

低入札価格調査最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

1 4. 競争入札の延期又は廃止

- (1) 競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。
- (2) 談合情報があった場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。
- (3) 本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

1 5. 契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

1 6. 関連情報を入手するための照会窓口

上記4. に同じ。

1 7. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者等又は契約相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者等又は契約相手方が負担するものとする。

- (3) 入札参加者は、別冊独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書及び別冊契約書（案）を熟読し、競争入札参加者注意書を遵守すること。
- (4) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく取引停止を行うものとする。
- (6) 会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる書類の写しを併せて提出すること。
- (7) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (8) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（参考：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>）
- (9) 本入札説明書の別記様式1、別記様式4、入札書、委任状の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。
- (10) その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」、「文部科学省発注工事請負等契約規則別記第一号工事請負契約基準」による。
- (11) 特記仕様書、設計図面交付の申し込み
令和7年9月16日より交付するので、電子メールにて上記4.に自由書式にて会社名、部署名、担当者名、連絡先を記述し提出すること。

別記様式 1

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

分任契約担当役

国立能楽堂長 中尾 健一 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職及び氏名

令和 7 年 9 月 9 日付で公告のありました「国立能楽堂照明設備改修工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第 16 条及び第 17 条の規程に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、指名停止を受けていないこと、入札説明書に記載する本工事に係る設計業務等の受託者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書 記 5. (3) ①に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
2. 入札説明書 記 5. (3) ②に定める施工実績を記載した書面（別記様式 2）
3. 入札説明書 記 5. (3) ③に定める契約書等の写し
4. 入札説明書 記 5. (3) ④に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
(別記様式 3)
5. 入札説明書 記 5. (3) ⑤に定める契約書等の写し
6. 入札説明書 記 5. (3) ⑥に定める資格証等の写し
7. 入札説明書 記 5. (3) ⑦に定める健康保険証等の写し
8. 入札説明書 記 5. (3) ⑧に定める会社案内等の印刷物等
9. 入札説明書 記 5. (3) ⑨に定める誓約書（別記様式 4）

以上

(押印を省略するときは下記に記載すること)

本件責任者（氏名）

担当者（氏名）

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

別記様式2

同種の工事の施工実績

会社名 :

競争参加資格		平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造において、延べ面積4200m ² （改修の場合は改修延べ面積）以上の電気設備（全面的な照明設備工事を伴うこと）の新設又は改修工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	
	工期	年　月　日～　年　月　日
	受注形態	単体／共同企業体（出資比率　%）
工事概要	建物名称	
	工事内容	

別記様式3

配置予定技術者等の資格・工事経験

会社名：_____

配置予定技術者の 従事役職・氏名		
法令による資格・免許		(例) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（取得年）
工事経験 の概要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工 事 内 容	
申請時における他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する場 合 の 対 応 措 置	例) 本工事に着手する前の〇月〇日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能

注) 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

別記様式4

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、以下の各号に掲げる反社会的勢力への対応に関する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第417号）第2条第1項のいずれかに該当する者（以下、反社会的勢力という。）であるとき。
- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ）
 - (5) 総会屋
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ）
 - (7) 特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - (8) その他前各号に準ずる者。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。
- (4) 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて分任契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

分任契約担当役

国立能楽堂長 中尾 健一 殿

（押印を省略する場合は下記に記載すること）

[住所]

本件責任者（氏名）

[商号又は名称]

担当者（氏名）

[代表者役職及び氏名]

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

※個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※法人の場合は、役員の氏名及び生年月日を記載した資料を添付すること。

別記様式4

(別紙)

役員等名簿

法人名

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	備考
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。